様式第６号（第16条関係）

　令和　　年　　月　　日

**普通財産売払申請書**

坂　井　市　長　　様

申込者　(住所)

 　　　　　　　　　　　　 (氏名)　　　　　　　　　　　　　㊞

坂井市所有の土地について、購入したいので関係書類を添えて申込書を提出いたします。

１．申し込み物件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 所在地 | 地目 | 登記地積(㎡) |
|  |  |  |  |

２．購入希望価格

|  |
| --- |
|  |

３．購入後の利用計画

|  |
| --- |
|  |

添付書類

〔個人の場合〕

住民票、印鑑証明書、誓約書(様式第2号)

〔法人の場合〕

商業又は法人登記簿謄本(全部事項証明書)、印鑑証明書、誓約書(様式第

2号)

様式第２号（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

**誓約書**

坂　井　市　長　　様

（住　　所）

（氏　　名）　　　　　　　　　　　　　㊞

（生年月日）　　　　　　年　　月　　日生

　申込みに当たり、下記事項を誓約します。

あわせて、私が誓約した内容について、貴市が各関係機関に対し、必要に応じて調査及び照会をかけることに承諾します。

記

１　次の各号のいずれかに該当するものではありません。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し、３年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

（３）会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づき、更生手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づき、再生手続開始の申立てがされている者

（４）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づき、処分を受けている団体及び該当団体の役員若しくは構成員である者

（５）坂井市暴力団排除条例（平成２３年坂井市条例第８号）第２条第１号又は第２号の規定に該当する者及びそれらの者と密接な関係を有する者

（６）坂井市職員で当該売払財産に関する事務に従事する者

（７）市税を滞納している者

２　前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

様式第７号

**落札した場合の売買代金納付について**

坂井市有地売払**（物件番号：　　　　　）**に係る売買代金は次のとおり納付します。

令和　　年　　月　　日

住　　　所

（フリガナ)

氏名又は名称

及び代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　坂　井　市　長　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 該当に○ | 納付方法 |
|  | 決定通知を受けた日から５日以内に全額納付する。 |
|  | 決定通知を受けた日から５日以内に契約保証金を１割以上納付し、契約締結後３０日以内に売買代金を全額納付する。 |

**【契約締結と同時に売買代金を全額納付する場合】**

**土　地　売　買　契　約　書　(案１)**

　売払人　坂井市(以下「甲」という。) と買受人　○○○○○ (以下「乙」という。) とは、次の条項により坂井市普通財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲および乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

　(売買物件)

第２条　甲は次に表示する土地(以下「当該物件」という。) を乙に売り渡すものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地目 | 登記地積(㎡) | 実測面積(㎡) |
| 坂井市○○○○○ | ○○ | ○○○.○○ | ○○○.○○ |
| 計 |  |  |  |

　(売買代金)

第３条　当該物件の売買代金は、金○○○○○○○円とする。

　(売買代金の支払)

第４条　乙は前条の売買代金をこの契約締結と同時に甲の指定するところにより納付しなければならない。

　(土地の面積)

第５条　甲と乙は、当該物件については、登記簿面積で売買する。

　(所有権の移転及び登記)

第６条　当該物件の所有権は、乙が売買代金を納入したとき、乙に移転するものとする。

２　乙は、甲に売買代金領収書を提示して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

３　登録免許税および登記に要する費用は、すべて乙の負担とする。

　(当該物件の引渡し)

第７条　甲は、前条第１項の規定により当該物件の所有権が乙に移転したときに引渡しをしたものとする。

　(危険負担)

第８条　前条に定める引渡し以前に、当該物件の全部または一部が天災地変その他当事者の責に帰さない事由により滅失または毀損したときは、その損失は乙の負担とする。

　(かし担保)

第９条　乙は、本契約締結後、当該物件の数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

　（特　則）

第10条　乙は、本契約締結の日から５年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはならない。

２　乙は、土地取得から５年間は所有権を移転してはならない。特別の事情により所有権移転が必要となった場合は、市に対して事前協議を行うものとする。

　(違約金)

第11条　乙は、前条に定める義務に違反したときは、金○○○○○○（売買代金の１割）円を違約金として甲に支払わなければならない。

２　前項の違約金は、第14条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

　(契約の解除)

第12条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときには、この契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第13条　乙は、甲が前条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに当該物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が当該物件を原状に回復することが適当でないと認めたときは、原状のまま返還することができる。

２　乙は前項ただし書きの場合において、当該物件が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

３　乙は第１項に定めるところにより当該物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

　(損害賠償)

第14条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害を請求することができる。

　(契約の費用)

第15条　本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

　(関係規則の適用)

第16条　この契約に定めるもののほか、坂井市財務規則(平成１８年坂井市規則第３４条)の適用を受けるものとする。

　(管轄裁判所)

第17条　この契約について紛争が生じたときは、福井地方裁判所をもって所轄裁判所とする。

　(疑義等の決定)

第18条　この契約条項に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

　この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

甲（売払人）　福井県坂井市坂井町下新庄第１号1番地

坂井市長　　○　○　○　○

乙（買受人）　○○○○○○○○○○○○○○○

　　　　　　　○○○○○○○

**【売買契約締結と同時に契約保証金を納付し、契約締結日から起算して30日以内に売買代金を納付する場合】**

**土　地　売　買　契　約　書　(案２)**

　売払人　坂井市(以下「甲」という。) と買受人　○○○○○ (以下「乙」という。) とは、次の条項により坂井市普通財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲および乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

　(売買物件)

第２条　甲は次に表示する土地(以下「当該物件」という。) を乙に売り渡すものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地目 | 登記地積(㎡) | 実測面積(㎡) |
| 坂井市○○○○○ | ○○ | ○○○.○○ | ○○○.○○ |
| 計 |  |  |  |

　(売買代金)

第３条　当該物件の売買代金は、金○○○○○○○○○円とする。

　(売買代金の支払)

第４条　乙は前条の売買代金をこの契約締結日から起算して３０日以内に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

(契約保証金)

第５条　乙は 契約締結と同時に、契約保証金として金○○○○○円を甲に納付しなければならない。

２　第１項の契約保証金は、売買代金納付後還付するものとする。

３　乙が第４条の納入日までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は、坂井市に帰属するものとする。

(土地の面積)

第６条　甲と乙は、当該物件については、登記簿面積で売買する。

　(所有権の移転及び登記)

第７条　当該物件の所有権は、乙が売買代金を納入したとき、乙に移転するものとする。

２　乙は、甲に売買代金領収書を提示して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

３　登録免許税および登記に要する費用は、すべて乙の負担とする。

　(当該物件の引渡し)

第８条　甲は、前条第１項の規定により当該物件の所有権が乙に移転したときに引渡しをしたものとする。

　(危険負担)

第９条　前条に定める引渡し以前に、当該物件の全部または一部が天災地変その他当事者の責に帰さない事由により滅失または毀損したときは、その損失は乙の負担とする。

　(かし担保)

第10条　乙は、本契約締結後、当該物件の数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

　（特　則）

第11条　乙は、本契約締結の日から５年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはならない。

２　乙は、土地取得から５年間は所有権を移転してはならない。特別の事情により所有権移転が必要となった場合は、市に対して事前協議を行うものとする。

　(違約金)

第12条　乙は、前条に定める義務に違反したときは、金○○○○○○（売買代金の１割）円を違約金として甲に支払わなければならない。

２　前項の違約金は、第15条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

　(契約の解除)

第13条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときには、この契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第14条　乙は、甲が前条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに当該物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が当該物件を原状に回復することが適当でないと認めたときは、原状のまま返還することができる。

２　乙は前項ただし書きの場合において、当該物件が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

３　乙は第１項に定めるところにより当該物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

　(損害賠償)

第15条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害を請求することができる。

　(契約の費用)

第16条　本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

　(関係規則の適用)

第17条　この契約に定めるもののほか、坂井市財務規則(平成１８年坂井市規則第３４条)の適用を受けるものとする。

　(管轄裁判所)

第18条　この契約について紛争が生じたときは、福井地方裁判所をもって所轄裁判所とする。

　(疑義等の決定)

第19条　この契約条項に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

　この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

甲（売払人）　　福井県坂井市坂井町下新庄第１号1番地

　　　　　　　　　　　　　　　　坂井市長　　○　○　○　○

乙（買受人）　　○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○